令和８年度

琴海中学校課外クラブ振興会

【　部活動総会資料　】

議事

（1）令和７年度 会務・決算報告
（2）令和７年度 会計監査報告
（3）会則・部活動規定について
（4）令和８年度　役員承認及び紹介
（5）令和８年度　会務計画案・予算案
（6）その他

令和８年４月３０日（木）

事　業　報　告　書

年　月　日	事　業　内　容
2025年4月10日	2・3年部活動開始
4月10日	1年部活動見学開始・新年度　部活動入部申込受付（～18日）
4月24日	琴海中学校　課外クラブ振興会（琴海中学校体育館）
6月7日～9日	長崎市中学校総合体育大会（各会場）
6月14・15日	長崎市中学校総合体育大会　水泳競技・体操競技
7月	琴海中第1回　課外クラブ振興会合同部長会（顧問・サポーター等）
7月19日～28日	長崎県中総体球技・武道・陸上・水泳大会
10月20日	長崎市中総体駅伝競走大会（長崎かきどまり陸上競技場周回コース）
9月～令和8年2月	市・県中総体新人大会
令和8年　4月上旬	琴海中学校課外クラブ振興会　会計監査

令和7年度　琴海中学校課外クラブ振興会収支決算書

琴海中学校課外クラブ振興会

収入の部

項　　目	R7年度予算	R7年度決算	増　　減	備　　考
前年度繰越金	60,505	60,505	0	
会　　費	610,000	614,000	4,000	4,000円×110名（1･2年）　3,000円×58名（3年）
市補助金	251,690	250,120	△ 1,570	体育部145名×1,570円 文化部 21名×1,070円
市･県中体連補助金	18,000	0	△ 18,000	
中総体負担金	0	0	0	
その他の収入	5	671	666	利息671円
合　　計	940,200	925,296	△ 14,904	

支出の部

項　　目	R7年度予算	R7年度決算	増　　減	備　　考
活 動 費	546,000	541,000	△ 5,000	前期348,000円（前期各部20,000円＋1,000円×部員数） 後期193,000円（後期各部10,000円+1,000円×1，2年部員数）
中総体交通費負担金	0	0	0	個別に運動部の生徒から集金して納入
課外クラブ加入負担金	0	0	0	運動部加入生徒負担金として市中体連へ納入なし
市クラブ負担金	6,000	6,000	0	PTA連合会課外クラブ安全互助会へ
派遣費補助金	0	0	0	
交通費等補助金	220,000	149,500	△ 70,500	市中総体栄養費55,000円（部員数×500円） 駅伝活動費20,000円　駅伝栄養費8,000円 市中総体3日目バス代49,500円 県中総体栄養費10,000円（登録数×1,000円　陸上1名+男女バドミントン9名） 県中総体新人大会栄養費7,000円（登録数×500円　男女バド14名）
指導者謝礼金	140,000	222,000	82,000	顧問・各部サポーターへの謝礼金
雑費	0	0	0	
消耗品費等	0	0	0	
その他	0	0	0	
繰越金	28,200	6,796	△ 21,404	次年度への繰越金
合　　計	940,200	925,296	△ 14,904	

上記に相違ないことを認め証明いたします。

令和8年4月1日

琴海中学校　課外クラブ振興会会則

第１条〈名　称〉

本会は、琴海中学校課外クラブ振興会と称する。（以下「本会」という。）

第２条〈事　務　局〉

本会の事務局を、琴海中学校内に置く。

第３条〈目　的〉

本会は、琴海中学校課外クラブ〔琴海中学校部活動〕の活動の振興を図り、少年少女の健全な育成に、寄与しようとするものである。

第４条〈事　業〉

本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

(1) 課外クラブ〔琴海中学校部活動〕の各部の育成に関すること。
(2) 指導者の養成、及び委嘱に関すること。
(3) 各部の対外試合に関すること。
(4) スポーツ傷害保険に関すること。
(5) その他、目的達成に必要なこと。

第５条〈構　成〉

本会の会員は、琴海中学校課外クラブ振興会の各部に所属する者の保護者、及びその他本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。また、中体連関係の種目に参加する者も会員とする。

＊正会員―――各部に所属する者の保護者、及び関係者
＊準会員―――クラブに所属しないが、中体連大会に参加する者の保護者
＊賛助会員 ― 趣旨に賛同する者

第６条〈役　員〉

本会に、次の役員を置く。その就任は、輪番によるものとする。

(1) 会長　　１名　（育友会副会長が兼ねる）
(2) 副会長　２名　（１名は育友会副会長が兼ねる。他１名は輪番制による担当部活動の代表者）
(3) 理事　　２名　（輪番制による２つの担当部活動の各代表者）
(4) 事務局　１名　（本校職員：課外クラブ総務担当）
(5) 会計　　１名　（輪番制による担当部活動の代表者）
(6) 監査　　２名　（育友会の監査が兼ねる）

第７条〈顧　問　及　び　参　与〉

本会に、顧問、及び参与を置くことができる。

第８条〈指　導　者〉

(1) 課外クラブの各部の指導者は別に委嘱する。

(2) 指導者数は、各競技部の実情に応じ委嘱する。

(3) 指導者の謝金は、別に定める。

第９条〈役　員　の　選　出〉

本会の会長、副会長、理事、会計、監査は理事会で選出し、総会で承認を得なければならない。

第10条〈役　員　の　任　務〉

(1) 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時には、会長を代理する。

(3) 理事は、理事会を組織し、会務にあたる。

(4) 事務局は、役員や関係者との連絡調整及び庶務を行う。

(5) 監査は、本会の会計の監査をする。但し、育友会監査を兼務する。

(6) 会計は、事務局（会計）の補佐および監査をする。

第11条〈役　員　の　任　期〉

役員の任期は、１か年とする。但し、再任を妨げない。

第12条〈会　議〉

(1) 本会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集する。

(2) 総会は、年１回とする。但し、必要に応じ臨時に開催することができる。総会においては、年間の事業計画、予算の決定及び年間事業、決算の承認並びに役員決定、その他本会の運営に必要な事項について議決する。

(3) 理事会は、必要に応じ開催し、次のことについて企画立案するとともに、その実施にあたる。

①年間事業計画案、収支予算案の作成

②年間事業報告案、収支決算案の作成

③その他、総会により附託された事項ほか本会の運営に必要な事項

(4) 前（2）、（3）項の会議は、構成員３分の２以上の出席者をもって成立する議事は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の時は議長が裁決する。

(5) 総会の議長は、会員の中から選出する。理事会の議長は、会長とする。

第13条〈経　費〉

本会の経費は、次のものをもって支弁する。

(1) 会　費　＊正会員・・・クラブ（部）員１名につき年額

課外クラブ会員：１・２年生＝４，０００円　３年生＝３，０００円

＊準会員・・・１度でも参加する生徒　年額･･･課外クラブ会員に準ずる

＊賛助会員　・・　年額１口（３，０００円）

(2) 助成金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

第14条〈傷　害　保　障〉

(1) 課外クラブ会員〔琴海中学校部活動会員〕は日本スポーツ振興センター保険の適用を受ける。

(2) 万一、事故にあった場合の保障は、加入した保険の範囲内とする。

第15条〈会　計　年　度〉

本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日迄とする。

第16条〈会　則　改　正〉

本会の会則を改正する必要があるときは、総会の承認を得なければならない。

第17条〈継　則〉　この会則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この会則は、昭和５７年　４月２８日より実施する
改訂　この会則は、昭和５８年　４月２７日より実施する
改訂　この会則は、平成　３年　４月　１日より実施する
改訂　この会則は、平成　９年　４月　１日より実施する
改訂　この会則は、平成１８年　４月　１日より実施する
改訂　この会則は、平成２０年　４月　１日より実施する
改訂　この会則は、平成２３年　７月　１日より実施する
改訂　この会則は、平成３０年　４月２７日より実施する
改訂　この会則は、令和　３年　４月２８日より実施する
改訂　この会則は、令和　４年　４月２８日より実施する
改訂　この会則は、令和　５年　４月２７日より実施する

【改定前】

＊役員については、１１の部で輪番制とする。

	副会長	理事	理事	会計（監査）
令和　４年度	美術	女子バスケット	男子バスケット	男子バドミントン
令和　５年度	女子バレー	剣道	卓球	サッカー
令和　６年度	ソフトテニス	女子バドミントン	陸上	美術
令和　７年度	女子バスケット	男子バスケット	男子バドミントン	女子バレー
令和　８年度	剣道	卓球	サッカー	ソフトテニス

【改定後】

＊役員については、９の部で輪番制とする。

	副会長	理事	理事	会計（監査）
令和　５年度	女子バレー	剣道	卓球	サッカー
令和　６年度	ソフトテニス	女子バドミントン	陸上	美術
令和　７年度	**男子バスケット**	**男子バドミントン**	**女子バレー**	**卓球**
令和　８年度	**サッカー**	**ソフトテニス**	**女子バドミントン**	**陸上**
令和　９年度	美術	**男子バスケット**	**男子バドミントン**	**女子バレー**

細　　則

第６条　役員の任務について

(1)　会長は、会務を統轄し、本会を代表する。
　①　長崎市課外クラブ理事会への参加（年２回）、琴中臨時部長会への参加
(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時には、会長を代理する。
　①　　会長が理事会に参加できない場合の代理
(3)　理事は、理事会を組織し、会務にあたる。
　①　　琴中課外クラブ振興会総会の司会・進行および議長選出
(4)　事務局は、役員や関係者との連絡調整及び庶務を行う。
(5)　監査は、本会の会計の監査をする。
(6)　会計は、本会の会計にあたる。
　①　　年度末の会計監査（3月末～4月上旬）

その他
※４月、課外クラブ（部活動）総会の資料製本作業及び司会・進行に関すること
※７月、２月に開催される部長・顧問会への出席　等

第１３条　経費について
　会費は一度納入したものについては、役員が特に認めた場合を除いては返金されない。ただし、特別な事情により会費を減免することができる。会費は、入部の際（４月～５月）に前納するものとする。

【改定前】
○休部・廃部・募集停止に関すること
(1)現存する部において、部員が在籍しなくなった場合は休部とする。
(2)休部状態が２年連続した場合は、役員会で協議の上、廃部とする。
(3)２年間連続で新入部員がない部については、役員会で協議の上、翌年から募集を停止する。
(4)団体競技で、２年間連続で中総体に単独（本校生徒のみで編成するチーム）で出場できない部については、役員会で協議の上、翌年度から募集を停止する。

【改定後】
○休部・廃部・募集停止に関すること
(1)現存する部において、部員が在籍しなくなった場合は休部とし、翌年度から募集を停止する。
(2)休部状態が１年７か月又は２年連続で新入部員がない部については、翌年度から廃部とする。
(3)団体競技で、２年間連続で中総体に単独（本校生徒のみで編成するチーム）で出場できない部については、翌年度から募集を停止する。

令和８年度　部活動に関する規定

長崎市立琴海中学校

１　ねらい

(1)　部活動は、生徒が学年・学級を離れ、共通の興味や関心をもつ者同志が行う自主的活動であり、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発育を図り、個性を伸ばすとともに集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築く力を養うことをねらいとする。【自主】【敬愛】

(2)　それぞれの部において、必要な知識・技能を身につけ、心身の鍛練を図るなかで得られる教育的価値・成果はきわめて大きく、学校教育の活動の一環として部活動をとらえ実施するものとする。【健康】

２　設置及び運営の方針

(1)学校教育の一環として、本校教員の職員が顧問をつとめ、指導・運営にあたる。

(2)顧問（指導者）のいない部は設置できない。

(3)技術指導等については、社会体育との連携を深め、開かれた部活動づくりを進める。

(4)生徒は、日本スポーツ振興センター保険を適用する。

(5)顧問は、技術指導のみを考えず、生徒指導や人間教育を中心に据えて、活動に伴う諸事務・相談援助・保護者やサポーター（外部指導者）、また他の部との連絡調整にあたる。

(6)顧問（指導者）又は保護者等の引率のない場合は、対外試合を認めない。

３　具体的運営について

(1)入部については、申し込み用紙に必要事項を記入し、年会費と併せて提出する。

(2)年会費は次の通りとする。
［正会員］１．２年生―４，０００円　　３年生―３，０００円
［準会員］正会員に準ずる

(3)練習試合・招待試合あるいは競技会に参加する際は、事前に校長の承認を受けるものとする。

(4)**本年度、設置部は次の通りとする。**

陸上競技（男女）　サッカー（男女）　女子ソフトテニス　男子バスケットボール **女子バレーボール　男子バドミントン　女子バドミントン　卓球（男女）　美術** **女子バスケットボール　剣道（男女）…廃部**
本会の本部役員のうち副会長（１名）、理事（２名）、会計（１名）については以下の順番による４部ずつの輪番制とする。 →　卓球　→　サッカー　→　ソフトテニス　→　女子バドミントン　→　陸上　→　美術 →　~~女子バスケ~~　→　男子バスケ　→　男子バドミントン　→　女子バレー　→　~~剣道~~ （H30年度課外クラブ振興会総会にて輪番を承認）

	副会長	理事	理事	会計（監査）
令和　６年度	ソフトテニス	女子バドミントン	陸上	美術
令和　７年度	男子バスケット	男子バドミントン	女子バレー	卓球
令和　８年度	**サッカー**	**ソフトテニス**	**女子バドミントン**	**陸上**
令和　９年度	美術	男子バスケット	男子バドミントン	女子バレー

4　練習時間、練習日、休養日について

(1)**練習時間（完全下校時刻）については、次のとおりとする。**

【３～９月】１８：３０

【１１～１月】１７：３０　【１０月及び２月】１８：００

※ただし、日没、バスの時間等を考慮して若干の変更はあり得る。

(2)**休養日**については、次のとおりとする。**（R6 年度より水曜日）**

①**週当たり２日以上の休養日（平日１日、土・日１日以上）を設定**する。休日設定日に大会等で活動した場合には代替日を設ける。

②**毎月第３日曜日は、「家庭の日」（ノー部活動デー）**とする。
公式大会のみ（中体連や県レベル競技協会が主催する大会）代替日を設ける。

(3)土曜・日曜・祝祭日は指導者がいる時のみ実施し、生徒だけの練習は禁止とする。

(4)**テスト前の練習停止について、次のとおりとする**

【実力テスト…３日前】　【まとめのテスト…７日前】

※ただし、テスト終了後、１週間以内に公式戦を控えている部は、３０分程度で実施可能とする。その際、校長の許可を得た上で、職員会議で合意を得ることとする。

5　部活動参加心得

(1)常に積極的な挨拶を心がけ、ルールやマナーを守る。
(2)始めと終了の確認はきちんと行い、下校時刻を厳守すること。（居残りをしない）
(3)部室の消灯・施錠等及び鍵の管理は、各部で責任をもって行う。
(4)施設・設備・用具を大切にし、部室（更衣室）の清掃を定期的に行う。
(5)部室には、必要な道具だけを置き（ラケット・シューズ・スパイク等）、不必要な物（体育館シューズ、上履き、学習用具、体操服、学校ジャージ等）は絶対に置かない。
(6)練習の服装は、制服・学校指定のジャージ・体操服上下を原則とする。
部活動で決められた服装・練習着も可とする。
(7)キャプテン・部長会・部員全体会を必要に応じて開き、部活動の心得の徹底を図る。
(8) 転部、退部、途中入部に関しては、本人・保護者・顧問・担任間で十分に話し合いのうえ決定する。その際の手続きは、部活動担当から用紙を受け取り、顧問→担任→部活動担当→校長の順に承認印をもらい、部活動担当者へ提出すること。
(9)午前中で終了する時の活動について
①カバン等をすべて持って教室を出ること。
②昼食は顧問の先生の責任のもと、所定の教室でとること。（※別途定める）
③原則として、弁当持参とし、コンビニなどでの購入はしない。
（やむを得ず昼食を購入する必要がある場合は、顧問の先生の許可を受ける）
④校外で練習を実施する部も、昼食は原則として所定の教室でとるものとする。
⑤食事で出たゴミは必ず各自が持って帰ること。（教室のごみ箱は使用しない）
※体育館使用割り振りは、別途定める。

6　部活動についての禁止及び厳守事項

(1) 不必要なもの・金品は持参しない。やむを得ず持ってきた場合は、顧問の先生に必ず預けること。
(2)部活動終了後、友人を待ってバス停や学校に残ったり、周辺で遊んだり、コンビニエンスストアに立ち寄ったり、座り込んだりするなど、お店や周りに迷惑をかけるような行為をしてはいけない。
(3)登下校時や部室内で飲み食いや買い食いをしない。
(4)その他、部活動に支障をきたす行為や他に迷惑になるようなことをしない。

7　練習中止、大会等への出場停止

問題行動等、部活動の運営の妨げとなる行為があった場合は、練習中止や大会等への出場停止の措置をとることもある。

○　暴力行為やいじめ、喫煙、万引き等、法令に触れる行為を行った場合、また、染髪やピアス、眉そり等の身なりの違反があった場合。
○「６　部活動についての禁止及び厳守事項」を守れない生徒、または学校や地域で迷惑行為が見られた場合。
※部としての連帯責任はとらせないが、問題行動の内容によっては、個人の練習停止や対外試合等の出場停止もある。
※問題行動が発生した場合の対応については臨時顧問会議で協議し、最終的には校長が判断する。

8　部の新設、休部・廃止等について

（1）部新設の承認は、協議を経て校長が行う。ただし、生徒数減少の面から、原則、新設は認めないこととする。
（2）団体種目においてチームとして成立しない場合は休部・廃部を検討する。
（3）部員が在籍しなくなったり、部内（顧問、コーチ、保護者を含む）での不祥事やトラブル等で活動や運営に支障が生じたりする場合、校長の判断により、活動を停止または休部・廃部とする。

※平成３０年度：バトン部は廃部
※令和　５年度：柔道部は廃部
※令和　７年度：女子ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ部・剣道部は休部
※令和　８年度：女子ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ部・剣道部は廃部

※琴海中学校の生徒であるという自覚を忘れないこと！！

令和８年度　部活動顧問及び割当教室

部　活　名	顧　問	割当教室
陸上競技	大黒　雅弘・鈴木　和彦 宮﨑　麻美	2年1組
サッカー	清浦奈緒美・戸田　智恵	1年1組
ソフトテニス（女）	木村　謙心・松本　舞	3年3組
バスケットボール（男）	佐藤　大輔	1年2組
バレーボール（女）	大久保　恭子・石川　由加里	2年2組
バドミントン（男）	大屋　茂正	被服室
バドミントン（女）	橋口　梨沙・和田　政則	
卓球（男女）	寺園　康秀・早瀬　志織	3年1組
美術	小川　直子・私市　元子	美術室
（柔道）	（　　）	
（ＶＲＣ）	永野　大輔	技術室

令和8年度　琴海中学校課外クラブ振興会役員一覧表（案）

役職名	氏　　名	所　　属	（生徒名）	備　　考
会長	田口　淳也	育友会副会長	颯人（2－1）	育友会副会長が兼務
副会長	井川　幸宏	育友会副会長	双葉（1－4）	育友会副会長が兼務
	石本　龍一	育友会副会長	望來（3－3）	
	福田　あずさ	男子ﾊﾞｽｹｯﾄ	洸士郎（2－1）	各部の輪番制
理事	野中　亜希子	ソフトテニス	彩咲日（2－2）	各部の輪番制
	田中　奈津美	女子ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	咲世（2－1）	2名
事務局	宮﨑　麻美	琴海中体育科	884－2024	琴海中課外クラブ担当
会計（監査）	佐藤　智	陸　上	珀斗（3－1）	各部の輪番制
監査	横山　愛	育友会監査	玄（1－4）	育友会監査が兼務
	福江　純代	育友会監査	貫太朗（1－2）	2名
顧問	尾野　敬	琴海中学校校長	884－2024	

令和8年度　琴海中学校課外クラブ振興会　加入者数一覧表

R8.4.24(金)現在

部　活　動	顧　問		1年	2年	3年	男女	合計	主将（部長）氏　名	課外クラブサポーター
陸上競技（男女）	大黒　雅弘	男	1	0	4	5	6	田上　湊	
	鈴木　和彦	女	0	0	1	1			
	宮﨑　麻美								
サッカー（男女）	清浦奈緒美	男	7	8	1	16	18	入野　楓雅	北村　拓樹
	戸田　友恵	女	0	2	0	2			田口　淳也
									入野　雄基
女子ソフトテニス	木村　謙心							冨永　愛莉	山口　和子
	松本　舞	女	5	10	4	19	19		
男子バスケットボール	佐藤　大輔	男	4	5	2	11	11	岩井　洸士郎	岩井　孝弘
バレーボール（女）	大久保恭子							森　ひなの	泉口　佑
	石川由加里	女	7	4	4	15	15		
男子バドミントン	大屋　茂正	男	6	6	7	19	19	荒野　龍青	池田　雅和
									柳川　順平
女子バドミントン	和田　政則	女	4	3	5	12	12	西浦　穂奈実	山口　裕規
	橋口　梨沙								
卓　　球（男女）	寺園　康秀	男	3	1	4	8	20	深浦　龍誠	山崎　良二
	早瀬　志織	女	2	0	10	12		山下　夏奈	山口信一郎
美　　術	小川　直子	男	0	0	1	1	18	栗山　優花	
	私市　元子	女	7	4	6	17			
	顧問　17名							主将（部長）10名	サポーター11名
	体育部		39	39	42	120	138		
	文化部		7	4	7	18		加入生徒総数　138　名	

全校生徒　276名　入部総数138名　（1，2年：89名　3年：49名）　（体育部120名　　文化部18名）

令和８年度 事　業　計　画 (案)

年　月　日	事　業　内　容
令和8年　4月10日	2・3年部活動開始
4月10日	1年部活動見学開始
4月10日	新年度　部活動入部申込受付(～16日)
4月30日	琴海中学校　課外クラブ振興会(書面決議)
5月30・31日	長崎市中総体(ハンドボール)
6月13日～15日	長崎市中学校総合体育大会(各会場)
7月	琴海中第1回　課外クラブ振興会合同部長会(顧問・サポーター等)
7月25～27日	長崎県中総体球技・武道・陸上・水泳大会
10月1日	長崎市中総体駅伝大会 (ベネックス総合運動公園かきどまり陸上競技場周回コース)
9月～令和9年2月	琴海中第2回　課外クラブ振興会合同会部長会(顧問・サポーター等)
令和9年　4月上旬	琴海中学校課外クラブ振興会　会計監査

令和8年度 琴海中学校課外クラブ振興会収支予算書(案)

琴海中学校課外クラブ振興会

収入の部

項　　目	7年度予算	7年度決算	8年度予算	増減 (8予算-7予算)	備　　考
前年度繰越金	60,505	60,505	6,796	△ 53709	
会　　費	610,000	614,000	503,000	△ 107000	4,000円×89名(1･2年)　3,000円×49名(3年)
市補助金	251,690	250,120	207,660	△ 44030	体育部120名 ×1,570円 文化部 18名 ×1,070円
市･県中体連補助金	18,000	0	18,000	0	中総体関係交通費補助等
中総体負担金	0	0	0	0	
その他の収入	5	671	670	665	利息
合　　計	940,200	925,296	736,126	△204,074	

支出の部

項　　目	7年度予算	7年度決算	8年度予算	増減 (8予算-7予算)	備　　考
活 動 費	546,000	541,000	407,000	△ 139000	前期　9部20,000円＋(1,000円×入部生徒数138名) 後期　9部10,000円＋(1,000円×1･2年入部生徒数89名)
市クラブ負担金	6,000	6,000	6,000	0	連合会課外クラブ安全互助会へ
派遣費補助金	0	0	0	0	
交通費等補助金	220,000	149,500	150,000	△ 70000	中総体関係交通費補助、駅伝大会参加補助等 市･県中総体参加生徒への栄養費(参加生徒数)
指導者謝礼金	140,000	222,000	140,000	0	顧問、サポーターへの謝礼金
雑費	0	0	0	0	
消耗品費等	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
予備費	28,200	6,796	33,126	4,926	活動費補助　等
合　　計	940,200	925,296	736,126	△204074	